

宗像市環境基本計画中間見直し及び宗像市地球温暖化対策実行計画（仮称）
策定業務委託事業募集要領

令和4年5月2日

1. 事業の趣旨・目的

本業務は、宗像市環境基本条例第7条に基づき、平成30年3月に策定した「第2次宗像市環境基本計画」について、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する変化に対応するため、同計画中に定める中間見直し行うものである。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき平成23年4月に策定した「宗像市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づき策定した「宗像市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（上記第2次宗像市環境基本計画に包含）について、昨今の地球温暖化を取り巻く諸問題や、国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」などに対応するため、これらの改定も一体的に併せて行うものである。

2. 業務の概要

（1）業務名

宗像市環境基本計画中間見直し及び宗像市地球温暖化対策実行計画（仮称）策定業務委託

（2）業務内容

別紙「宗像市環境基本計画中間見直し及び宗像市地球温暖化対策実行計画策定業務委託仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

（4）提案上限額

12,840,300円（うち消費税及び地方消費税額1,167,300円）

3. プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する者は、参加表明書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（1）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

（2）会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

（3）国税及び地方税を滞納していない者

（4）宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市町村税を滞納していない者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (6) 法人であって、その役員が（5）に該当しない者
- (7) 本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (8) 過去5年間（2017～2021年度）において、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の策定業務を2自治体以上履行完了した実績のあること。

4. 参加手続き

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市市民協働環境部脱炭素社会推進室

電話 0940-36-9875

FAX 0940-36-0270

メールアドレス zero-carbon@city.munakata.lg.jp

- (2) 募集要領等の公告期間

ア. 配布期間：令和4年5月2日～令和4年5月19日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ. 公告方法：上記（1）担当部署で配布するほか、市公式ホームページからダウンロード
<https://www.city.munakata.lg.jp/> → 「契約・入札情報」 → 「プロポーザル案件」

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア. 提出期限：令和4年5月19日17時必着

イ. 提出場所：（1）に同じ

ウ. 提出方法：持参または郵送

5. 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和4年5月11日17時必着

(2) 質疑方法：質問書によりメール又はFAXにて送信し、その旨を電話にて確認すること

(3) 質疑様式等：様式は指定様式のみとする

(4) 回答日時：令和4年5月13日まで

(5) 回答方法：令和4年5月13日までに質問者にメール又はFAXにて回答し、市公式ホームページに質問内容及び回答内容を公開する

6. 応募書類

- (1) 提出書類

ア. 参加表明書1部

イ. 価格提案書7部

ウ. 企画提案書 7 部

エ. 業務実績一覧 1 部

(2) 企画提案書の作成方法

A4 判 10 ページ以内とする

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア. 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宗像市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ. 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ. 提出された応募書類は返却しない。

エ. 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ. 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7. 参加資格の確認通知について

(1) 参加資格の有無については 4 (3) で示す提出期限から 3 日以内に各申込者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせについては一切応じない。

(2) 期限までに必要書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、プレゼンテーションに参加することができない。なお、参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、本市から指名停止の措置を受ける等参加資格がないと認められる者は、当該参加資格を取り消す。

8. 評価方法等

(1) 評価基準 別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーションを実施する。日時、場所、持ち時間等については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア. 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ. 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方

の候補者として選定する。

ウ. ア、イに関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した者

イ. 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者

ウ. 価格提案書の金額が 2 (4) の上限額を超える者

エ. 評価の公平性に影響を与える行為があった者

オ. 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者

カ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

9. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後に次に掲げる項目において、担当課にて閲覧に供するものとする。

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、総合評価点、提案金額

10. 契約手続き

(1) 候補者と宗像市との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、宗像市契約事務規則第 46 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、仕様書に定めるとおりとする。

(4) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

(5) 選定された候補者が契約締結日までに宗像市指名停止の措置に関する規程に基づく指名停止の措置が開始した場合においては、契約を締結しない。なお、この場合においても、次順位者を候補者とする。

11. その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。

(3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることが

ある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。